

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 帰 山 明 朗

財政援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体等監査 |
| 2 監査対象 | 補助団体：越前漆器協同組合
所管課：商工観光課 |
| 3 事前調査期間 | 令和3年12月17日から令和4年1月11日まで |
| 4 監査実施日 | 令和4年1月11日（火） |
| 5 監査対象年度 | 令和2年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に係る出納その他の事務 |
| 7 監査の方法および着眼点 | |

監査の実施にあたっては、補助金に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (2) 補助金等の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助対象経費が明確になっているか。
- (4) 補助金等の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行なわれているか。

○補助団体関係

- (1) 監事監査が適正に実施されているか。
- (2) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。

第2 監査対象の概要

1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	越前漆器協同組合
代 表 者	理事長 土田 直

2 補助金の概要

補助金の名称	ものづくり振興交付金（越前漆器）
補助金の額	3,369,000円（令和2年度）
補助金交付の目的	地場産業団体が行う産地の存続発展や活性化をめざす、先見性のあるものづくり事業、それを支える人づくり事業や市場開拓事業および時代に適応した企業等の経営の合理化、技術の高度化、情報化、グローバル化への対応や消費者との交流活発化などを推進する事業を支援することを通じ、地場産業等の振興に資する。

第3 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、適正に執行されていると認められた。今後も交付金等を適正に活用し、越前漆器業界の活性化に尽力されたい。